

火災予防条例改正に伴う

峡南消防本部からのお知らせ

令和8年1月1日から林野火災注意報・林野火災警報運用開始！

岩手県大船渡市にて発生した林野火災では、林野約3,370ha、90棟の住宅が焼失するという甚大な被害が発生いたしました。

また、昨年末から今年春先にかけて、峡南地域並びに県内外でも林野火災が多発しました。このようなことを踏まえ、林野火災予防を目的に火災予防条例が改正され、令和8年1月1日から、林野火災予防を目的とした【**林野火災注意報・林野火災警報**】の運用が開始されます。



1 林野火災注意報・警報について

気象状況が林野火災の予防上注意を要すると認めれる場合には、「**林野火災注意報**」を発令し、発令区域での火災予防条例に定める「**火の使用制限**」について努力義務を課することになります。また、林野火災の予防上危険な気象状況になった場合には「**林野火災警報**」を発令し発令区域での火災予防条例に定める「**火の使用制限**」について義務を課することとなります。

2 林野火災注意報・警報の発令基準について

林野火災注意報の発令基準

11月から5月期間(令和7年11月12月除く)において、以下の(1)又は(2)のいずれかの条件に該当する場合。

(1) 前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ前30日間の合計降水量が30mm以下

(2) 前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ乾燥注意報が発表

※ ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合はこの限りではない。

林野火災警報の発令基準

11月から5月の期間(令和7年11月12月除く)において、**林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表**された場合。

3 林野火災注意報・警報の発令された場合の規制について

火災予防条例第29条の規定により、以下のとおり「火の使用制限」がかかります。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊びまたはたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性または爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙しないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認め、消防長(消防署長)が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- (6) 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。

※ 火の使用制限(努力義務を含む)対象区域にあつては、峡南管内全域となります。

4 林野火災注意報・警報発令時「火の使用の制限」に従わなかった場合について

林野火災注意報は、警報発令の前段階に位置付けられ罰則の伴わない努力義務を課すものとなっております。一方で、林野火災警報は「火の使用の制限」に違反した者に対して30万円以下の罰金または拘留に処することが消防法で定められています。

5 林野火災注意報・警報発令状況の周知、広報について

林野火災注意報・警報が発令された場合は、消防署等での看板掲出、消防車両での巡回広報、各町の防災無線等にて周知いたします。

山火事注意



問い合わせ先：峡南広域行政組合消防本部

消防本部警防課(平日)055・272・7612

消防本部予防課(平日)055・272・7613

通信指令課(夜間・土日・祭日)

055・272・1919

峡南広域行政組合消防本部 HP

<https://www.kyonan.jp/shobo/>